

特定不妊治療の保険適用にむけての移行期の経過措置について

1 主旨

令和4年度から新たに開始する特定不妊治療が保険適用となることに伴い、区の従来
の費用助成事業は終了とするが、今般、国及び都による移行期の経過措置が示されたため、
区の対応について報告する。

2 概要

- ・特定不妊治療については、高額な治療による経済的負担軽減のため、これまで国と都の
助成を受けた区民に対して、区は上乗せ助成を実施してきた。
- ・今般、令和4年4月1日以降に新たに開始する特定不妊治療については、保険診療の適
用を受けることになったため、従来の助成制度は終了する。
- ・しかし、令和3年度以前に治療を開始し、年度をまたいで継続する場合は保険診療の適
用外となるため、国及び都は、移行期の経過措置としての費用助成案を示した。
- ・これに合わせ、区は、国・都に準じて、現行の上乗せ助成を行う。

3 国、都、区における本支援制度の概要

制度	現行の費用助成	移行期の経過措置	保険適用
時 治 期 療	令和4年3月31日までに 終了する治療	令和3年度以前に治療開始し 令和4年度末までに終了する治療	令和4年4月1日 以降に新たに開始 する治療
不 国 妊 東 治 京 療 都 費 特 助 定 成 業	助成額の上限： 治療ステージ ABDE 30万円 治療ステージ CF 10万円 助成回数：1子ごと6回まで (40歳以上43歳未満は3回) 対象：43歳未満の女性 実施主体：都道府県 補助率：国 1/2 都 1/2	助成額の上限： 治療ステージ ABDE 30万円 治療ステージ CF 10万円 助成回数：1回 対象：43歳未満の女性 実施主体：都道府県 補助率：国 1/2 都 1/2	保険適用へ移行
区 の 助 成	東京都特定不妊治療費助成 制度の承認決定を1年以内 に受けていること。 助成額の上限： 治療ステージ ABDE 10万円 治療ステージ CF 5万円	同 左	保険適用へ移行

【参考】各治療ステージの内容

- A：新鮮胚移植を実施
B：凍結胚移植を実施
C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D：体調不良等により移植の目途が立たず治療終了

- E：受精できず。または、胚の分割停止、変性など
の異常受精等による中止
F：採卵したが卵が得られない、または状態のよい
卵が得られないため中止

4 予算上の対応

移行期の経過措置に伴う必要経費については、令和4年度予算（令和3年度末までに治療終了し今後想定される申請分の経費）で対応しつつ、状況により必要に応じて補正予算等で対応する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 区のホームページ、ツイッターにて周知

4月 不妊治療の保険適用開始

令和3年度までに終了した治療についての申請受付を継続

令和3年度から4年度にまたがる治療について申請受付を開始